

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

規 則

- 登録経営状況分析機関の登録事項の変更があった件 (国土交通八三一)
- 水先人に免許を与えた件 (同八三一)
- 道路に関する件 (関東地方整備局一八一、一八二)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (中国地方整備局五九)
- 道路に関する件 (北海道開発局七〇、七一)

○国家公安委員会規則第十五号	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第二十八号)の施行に伴い、獵銃安全指導委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。	
	令和七年八月二十一日 国家公安委員会委員長 坂井 学	
第四条	法第二十八条の二第二項第四号の國家公安委員会規則で定める活動は、次に掲げるものとする。	第四条
(活動内容)	(活動内容)	(活動内容)

- 獵銃安全指導委員規則の一部を改正する規則 (国家公安委一五)
- 計算担当機関の指定に関する件 (総務二七五、二七六)
- 令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件 (中央選挙管理会二二)
- 円借款の供与に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務三一二)
- 円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件 (同三一三、三一四)
- 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三一五)
- 食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三一六)

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財團法人富山県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件 (国家公安委員会告示配七)
- 二 日本国に帰化を許可する件 (法務省告示配八六)

- | | |
|--|--|
| <p>○総務省告示第一百七十五号</p> <p>計算担当機関の指定に関する規程(平成四年郵政省告示第三百五十七号)第七条第一項の規定に基づき、代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。</p> <p>令和七年八月二十一日</p> <p>氏名又は名称 変更前の代表者の氏名 変更後の代表者の氏名 総務大臣 村上誠一郎</p> <p>JSAT MOBILE Communications株式会社 小池 克明 武井 伸人</p> <p>六</p> | <p>○総務省告示第一百七十六号</p> <p>計算担当機関の指定に関する規程(平成四年郵政省告示第三百五十七号)第七条第一項の規定に基づき、住所変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。</p> <p>令和七年八月二十一日</p> <p>氏名又は名称 変更前の住所 変更後の住所 総務大臣 村上誠一郎</p> <p>日本無線株式会社 東京都杉並区荻窪4- 東京都江東区辰巳1- 令和7年6月26日</p> |
|--|--|

- 裁判所
- 官庁
- 諸事項
- 会社その他

- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生、所有者不明関係
- 旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する規程(平成四年郵政省告示第三百五十七号)第七条第一項の規定に基づき、代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
- J-SAT MOBILE Communications株式会社 小池 克明 武井 伸人
- 日本無線株式会社 東京都杉並区荻窪4- 東京都江東区辰巳1- 令和7年6月26日

- 七
- 三十
日本無線株式会社 東京都杉並区荻窪4- 東京都江東区辰巳1- 令和7年6月26日

○中央選挙管理会告示第二十二号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百一条の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和七年八月二十一日

衆議院名簿届出政党等の名称
立憲民主党

福岡県福岡市東区香椎園地一番二一三〇二号 丸尾 圭祐

アーベインルネス香椎二号棟

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

当選人の住所 当選人の氏名

令和七年八月二十一日

外務大臣 岩屋 肢

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、ブラジル連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するため供与される日本国との借款に関する事項について、政府の代表者とブラジル連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。

1 (a) 三百億円（三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」といいう）が、新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画（以下「計画」という）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という）により、日本国との関係法令に従つて、ブラジル国立経済社会開発銀行（BNDES）（以下「借入人」という）に供与されることになる。

2 (1) 借款は、ブラジル連邦共和国の適用可能な国内法令に従つてその権限のある当局の承認を得ることを条件として、借入人とJICAとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という）に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる。

(c) 利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(b) 支出期間は、四年の据置期間の後十一年と/orする。

(c) (b) 支出期間は、借款契約の発効日の後四年とする。

○外務省告示第三百十二号
令和五年九月十二日にブラジリアで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がブラジル連邦共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年七月二十九日に効力を生じた。

令和七年八月二十一日

外務大臣 岩屋 肢

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、ブラジル連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するため供与される日本国との借款に関する事項について、政府の代表者とブラジル連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。

1 (a) 三百億円（三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」といいう）が、新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画（以下「計画」という）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という）により、日本国との関係法令に従つて、ブラジル連邦共和国の適用可能な国内法令に従つてその権限のある当局の承認を得ることを条件として、借入人とJICAとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という）に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる。

(a) 借款は、ブラジル連邦共和国の適用可能な国内法令に従つてその権限のある当局の承認を得ることを条件として、借入人とJICAとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という）に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる。

(b) 借款契約によつて規定される。

(a) 儿童還期間は、四年の据置期間の後十一年と/orする。

(c) 利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(b) 支出期間は、借款契約の発効日の後四年とする。

○外務省告示第三百十三号
令和七年七月二十四日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国との間の平成二十九年三月二十九日付けの交換公文に従つてインドネシア共和国政府に供与されることになったコメリン灌漑計画（第三期）の

8 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びブラジル連邦共和国政府に代わつて前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨の書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十三年九月十二日にブラジリアで
ブラジル連邦共和国駐在
日本国特命全権大使 林禎一

外務大臣 マウロ・ルイス・イエツケル・
(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日のブラジルの国内手続の完了を条件として、ブラジル連邦共和国政府によつて保証される。

他いかなる課徴金の支払も、保証の承認のためのブラジルの国内手続の完了を条件として、ブラジル連邦共和国政府によつて保証される。

又は借入人が負担する。

5 (a) 借款及びそれから生ずる利子に対してもはそれらに関連してブラジル連邦共和国においてJICAに課される全ての財政課徴金及び租税に付けるべきものとを確保する義務を借入人が履行すること。

6 (b) 諸君の了解を確認するところを確認する措置をとる。

7 (a) 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保する義務を借入人が履行すること。

6 (b) 諸君の了解を確認するところを確認する措置をとる。

7 (c) 諸君の了解を確認するところを確認する措置をとる。

本大臣は、更に、ブラジル連邦共和国政府に代わつて前記の了解を確認するとともに、閣下の書付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本大臣は、更に、ブラジル連邦共和国政府に代わつて前記の了解を確認するとともに、閣下の書付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十三年九月十二日にブラジリアで
ブラジル連邦共和国
外務大臣 マウロ・ルイス・イエツケル・
(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日のブラジル連邦共和国政府からの書面に附けの閣下の次の書簡を受領したことと確認する光榮を有します。

本大臣は、更に、ブラジル連邦共和国政府に代わつて前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のブラジル連邦共和国政府からの書面に附けの閣下の次の書簡を受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十三年九月十二日にブラジリアで
ブラジル連邦共和国
外務大臣 マウロ・ルイス・イエツケル・
(日本側書簡)

○外務省告示第三百十五号
令和七年七月二十五日にダカールで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2 贈与の限度額 三億二千万円

3 贈与の供与期限 令和十四年十二月三十一日 署名者

4 3 2 日 本 側 赤松武在セネガル大使
セネガル側 アブドウラフマン・サール経済・計画・協力大臣
署名者

4 3 2 合和七年八月二十一日
外務大臣 岩屋 肢

○外務省告示第三百十六号
令和七年七月二十五日にダカールで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 一億五千万円

3 2 日 本 側 セネガル側 赤松武在セネガル大使
署名者

3 2 合和七年八月二十一日
外務大臣 岩屋 肢

○外務省告示第三百十七号
令和七年七月二十四日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国との間の平成二十九年三月二十九日付けの交換公文に従つてインドネシア共和国政府に供与されることになったコメリン灌漑計画（第三期）の

実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年一月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

令和七年八月二十一日

外務大臣 岩屋 肢

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十一において適用する第二十六条の十一の規定により、同法第二十七条の二十一第三項第一号に掲げる事項の変更の届出があつたので、同法第二十七条の二十一において準用する第二十六条の二十二第一号の規定により、公示する。

○中国地方整備局告示第五十九号

土地収用法(昭和十六年法律第百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり公示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十二条の規定に基づきその旨をあわせて公示する。

令和七年八月二十一日

中国地方整備局長 杉中 洋一

第1 起業者の名称 島根県

第2 事業の種類 二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事

第3 起業地

1 収用の部分 島根県浜田市三隅町矢原地内
島根県益田市美都町久原、丸茂及び宇津川地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、浜田市三隅町及び益田市美都町地内に施行する「二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第10条第1項の規定に基づき都道府県知事が行うものとされている。起業者である島根県は、既に本件事業を開始しており、予算上の措置も講じられていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

二級河川三隅川水系三隅川(以下単に「三隅川」という。)は、その源を浜田市弥栄町と同市金城町界の山脈に発し、途中、二級河川三隅川水系矢原川(以下単に「矢原川」という。)、井川川等の支川を合わせながら流下し、浜田市三隅町市街地を貫流した後、日本海に注いでいる。三隅川の流域面積はおおよそ230km²で、その流域は浜田市、益田市に属している。

三隅川は河積が狭小なため、古くから一度洪水になると各所で溢水氾濫し、家屋、道路及び水田の浸水等の被害を受けてきたために、以前から様々な治水対策がなされてきた。昭和18年から昭和33年の連続災害を契機として、昭和34年から浜田市弥栄町大字木賀に砂防ダムを建設し、昭和36年にこれを完成させるが、その後も昭和37年及び昭和40年と被災し、昭和44年度には河口部の河川局部改良工事を実施するも、昭和47年7月には梅雨末期の集中豪雨により多大な被害を受けた。さらに昭和58年7月の梅雨前線豪雨では総雨量500mmを超える、三隅川流域で死者33名、家屋被害2,080戸の甚大な被害を受けた。

このような状況に対処するため、三隅川水系河川整備基本方針(平成20年5月策定)及び三隅川水系河川整備計画(平成20年12月策定)において、100年に1回程度の確率で発生する洪水を対象とし、基準点三隅大橋における基本高水のピーク流量を2,440m³/秒と定め、そのうち840m³/秒を、本件事業を含む流域内の洪水調節施設により調節し、計画高水流量を1,600m³/秒とすることとしている。本件事業は、矢原川ダム地点において最大となる流入量590m³/秒のうち370m³/秒の洪水調節を行うため、6,700,000m³の容量を確保することとしている。

本件事業の完成により、河川整備計画に定める計画規模の洪水に対応することが可能となり、三隅川流域における洪水被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全に大きく寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

住所 大阪市北区
李欣岳 平成7年4月3日生
吳佩繁 平成5年7月12日生
住所 東京都文京区
林雨寶 昭和59年8月27日生
文詠琦 昭和58年9月11日生
林詩瑜 平成26年11月13日生
林千瑜 平成29年1月17日生
住所 大阪市中央区
蔡啟榮 平成3年4月17日生
住所 東京都豊島区
李芳綺 昭和58年11月21日生
何曜森 平成22年3月10日生
何宇森 平成25年2月28日生
住所 東京都品川区
簡翊婷 平成4年6月17日生
住所 埼玉県深谷市
高有樂 平成4年2月17日生
住所 埼玉県川口市
郭小波 昭和61年3月5日生
郭恒宇 平成25年12月12日生
郭恒昊 平成29年2月2日生
住所 埼玉県和光市
チュ・ヘ・チ 平成5年7月2日生
住所 兵庫県赤穂市
朱勝市 昭和56年9月17日生
住所 沖縄県名護市
高升 昭和62年5月16日生
住所 大阪市生野区
林重文 昭和37年12月12日生
李幸姬 昭和41年6月8日生
住所 大阪市中央区
ケネイシャ・カスリーン・ガルシア・フィグエロア 平成15年8月12日生
住所 東京都世田谷区
張巧実 平成2年1月11日生
住所 東京都板橋区
カツエ・リズ・ミヤシロ・ガルシア 平成7年9月29日生
住所 兵庫県姫路市
金福連 昭和25年9月20日生
住所 富山市
徐放 昭和54年9月26日生
錢蘭慧 昭和54年9月6日生
徐乾洋 平成29年4月11日生
住所 静岡県伊豆市
ニルマラ・ラマ 平成5年9月28日生

住所 千葉県成田市
シモンメール・パティラナゲ・イメーシャ・ウマヤンガナ 平成11年8月22日生
住所 東京都三鷹市
高広志 昭和50年2月7日生
住所 横浜市都筑区
于洪潔 昭和54年3月3日生
徐鵬 昭和53年4月12日生
徐通 平成19年11月13日生
徐暢 平成27年7月26日生
徐進 令和3年4月4日生
住所 神奈川県足柄下郡箱根町
チヨー・ゾー・トゥ 平成5年10月4日生
住所 東京都江東区
方苡晨 平成17年12月18日生
住所 東京都足立区
方震亨利 平成6年5月25日生
住所 東京都狛江市
ルイズ・バティスタ・モンテズ 昭和61年9月29日生
住所 京都市伏見区
運動 昭和61年7月4日生
運静臨 平成26年3月27日生
運静祈 令和元年9月19日生
住所 栃木県河内郡上三川町
ナターシャ・ヒラハタ・ウチイケ 平成8年11月19日生
住所 東京都足立区
アニス・ロイ 平成7年5月21日生
住所 広島県世羅郡世羅町
安郁夫 昭和33年3月27日生
住所 東京都八王子市
李亦謀 平成6年12月28日生
住所 東京都八王子市
ブルノ・ナシメント・マツムラ 平成7年7月2日生
住所 三重県津市
何宇 昭和62年3月15日生
何沐 平成29年11月1日生
何維 令和5年11月10日生
住所 東京都豊島区
楊愛珺 平成7年8月26日生
住所 東京都台東区
王亞婧 平成7年10月27日生
住所 東京都大田区
パン・ムン・レイ 平成3年1月24日生

住所 東京都豊島区
夏超 平成6年11月23日生
住所 東京都豊島区
倪小華 平成13年5月16日生
住所 東京都稻城市
エムディ・ソヘル・チョドリ 平成3年3月7日生
スメラ・チョドリ 令和5年5月16日生
住所 静岡県榛原郡吉田町
ミン・アウン・スン 平成2年2月10日生
住所 千葉県柏市
吳安誠 平成14年3月4日生
住所 東京都港区
亜力坤亞夏爾 平成5年10月3日生
住所 東京都荒川区
趙麗霞 昭和63年11月12日生
住所 京都府南丹市
金相俊 昭和30年1月26日生
朴貞玉 昭和32年1月10日生
金雅樹 昭和57年11月26日生
金真由美 昭和59年5月1日生
金美佳子 昭和62年4月8日生
住所 京都市左京区
吳周珍 昭和33年1月15日生
住所 京都市東山区
鄭和美 昭和40年9月2日生
住所 京都市南区
鄭昌之 昭和52年5月17日生
住所 京都市左京区
金末子 昭和16年7月30日生
住所 京都市伏見区
李旭世 昭和41年3月12日生
住所 京都府宇治市
河瓊慶 昭和46年9月21日生
住所 神戸市中央区
張蕾蕾 昭和55年4月8日生
住所 神戸市中央区
鄭勇喜 昭和62年7月20日生
住所 神戸市垂水区
楊碧雯 昭和47年4月1日生
住所 神戸市北区
黃京姬 昭和35年5月22日生
住所 神戸市須磨区
高德秀 昭和52年9月1日生
住所 兵庫県伊丹市
羅勤勇 平成9年3月8日生

住所 名古屋市瑞穂区
李将基 昭和48年2月8日生
住所 名古屋市緑区
金仁美 昭和45年6月21日生
住所 名古屋市名東区
李曼 昭和50年5月3日生
李天琪 平成19年12月11日生
住所 札幌市西区
賈宇峰 昭和47年4月22日生
住所 東京都豊島区
林裕香 平成17年3月23日生
住所 東京都足立区
卞敏勝 昭和29年1月24日生

公 告

諸 事 項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

令和七年八月二十一日

外務大臣 岩屋毅

次に掲げる者は、旅券法（昭和11十六年法律第116号）第十九条第一項第11号に該当しますので、その所持する一般旅券を令和七年九月二十四日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成11十六年法律第68号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、するといふことがございません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第119号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起するといふことができます。取消しの訴えは、処分があつたことを知った日から六箇月を経過したときは、提起するといふことがございません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起するといふことができません。

一、氏 氏 名 楠 見 知
生年月日 平成元年三月七日生
所申請上の住 所 千葉県

111 収納すべき旅券
旅券番号 TR六五一六八一一一
発行年月日 平成二十八年八月十七日
旅券名義人 梶見 知
返納すべき理由
当該旅券名義人は、令和七年十一月十七日、東京簡易裁判所裁判官から傷害致死事件の被疑者として逮捕状が発せられ、令和七年六月二十日、警察庁から外務大臣にその旨通報があつたところから、旅券の交付後に、旅券法第十三条第一項第11号に該当するに至つたものである。よって、本件は、「一般旅券の返納を命ぜる」とかである場合となる旅券法第十九条第一項第11号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家) 第237号

三重県鈴鹿市徳田町370番地の1

申立人 渥美 大輔

本籍三重県鈴鹿市桜島町1丁目3580番地、最後の住所三重県亀山市西丸町539番地田中病院、死亡の場所三重県亀山市、死亡年月日令和7年5月22日、出生の場所三重県鈴鹿市、出生年月日昭和29年6月8日、職業無職

被相続人 死 吉澤 良正

三重県鈴鹿市白子駅前13番1号HOWAビル
鈴鹿4階 鈴鹿総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 庄山 哲也

催告期間満了日 令和8年3月2日

津家庭裁判所

令和6年(家) 第3282号

熊本県中央区南千反畠町3番7号

申立人 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会
本籍熊本県熊本市北区貢町1899番地、最後の住所熊本県北区貢町1826番地2、死亡の場所熊本県熊本市北区、死亡年月日令和4年4月9日、出生の場所熊本県飽託郡西里村、出生年月日昭和8年10月26日、職業無職

被相続人 死 山野 英昭

事務所熊本県八代市鷹辻町4番17号高橋法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高橋 知寛

催告期間満了日 令和8年3月2日

熊本家庭裁判所

令和7年(家) 第3099号
熊本市西区河内町河内1255
申立人 若林 律子
本籍熊本県熊本市西区花園5丁目832番地、最後の住所熊本県熊本市南区、死亡年月日令和7年5月23日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日大正12年12月4日、職業無職
被相続人 死 田上マサ子
事務所熊本市中央区京町1丁目11番3号田中法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田中芳太郎
催告期間満了日 令和8年3月2日

熊本家庭裁判所

令和7年(家) 第40207号
札幌市豊平区福住2条4丁目2番5-401号
申立人 青森佳壽子
本籍北海道小樽市桜2丁目937番地3、最後の住所札幌市中央区南13条西1丁目3番30-703号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和7年2月24日頃、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和32年1月15日、職業派遣社員
被相続人 死 中 菜穂子
札幌市中央区大通西11丁目4番地登記センタービル4階ちくま法律事務所
相続財産清算人 弁護士 竹間 朗子
催告期間満了日 令和8年3月27日

札幌家庭裁判所

令和7年(家) 第30115号
仙台市泉区実沢字立田屋敷17番地の1
申立人 医療法人松田会
本籍宮城県仙台市青葉区荒巻神明町16番、最後の住所仙台市青葉区栗生1丁目6番地の1、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和6年3月21日から30日までの間、出生の場所宮城県桃生郡雄勝町、出生年月日昭和27年5月27日、職業不明
被相続人 死 伊勢 三学
仙台市青葉区一番町2丁目10番26-301号旭開発ビル3階 浅野協同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大野 雅彦
催告期間満了日 令和8年3月30日

仙台家庭裁判所

令和7年(家) 第30119号
仙台市太白区羽黒台2番15号
申立人 関本 熊

本籍東京都文京区本郷5丁目14番地、最後の住所仙台市太白区八本松2丁目4番12号医心館仙台長町、死亡の場所宮城県仙台市太白区、死亡年月日令和6年11月1日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和20年10月18日、職業会社役員

被相続人 死 平 清志
仙台市青葉区一番町2丁目5番22号G C青葉通りプラザ6階 古川・佐藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐藤 洋介
催告期間満了日 令和8年3月30日

仙台家庭裁判所

令和7年(家) 第20022号
群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地28
申立人 社会福祉法人草津町社会福祉協議会
本籍群馬県吾妻郡草津町大字草津452番地3、最後の住所群馬県吾妻郡草津町大字草津452番地3、死亡の場所群馬県吾妻郡中之条町、死亡年月日令和6年11月16日、出生の場所群馬県吾妻郡草津町、出生年月日昭和37年10月4日、職業無職
被相続人 死 原沢 智恵
群馬県高崎市岩押町32-2 ミノルマンション101村越芳美法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村越 芳美
催告期間満了日 令和8年3月4日

前橋家庭裁判所

令和7年(家) 第20074号
愛知県豊田市西町2-65
申立人 都築真知子
本籍新潟県新潟市中央区湊町通二ノ町2614番地、最後の住所群馬県高崎市箕郷町矢原398番地3 ふるさとホーム高崎箕郷町、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和5年5月4日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和34年11月5日、職業不詳
被相続人 死 斎藤 達也

事務所群馬県高崎市栄町22番地20アクティブフリークビル1階渡部法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡部 芳史
催告期間満了日 令和8年3月6日

前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家) 第15116号
新潟市西区五十嵐一の町6672番地12
申立人 後藤 政二

本籍新潟県新潟市西蒲区割前295番地15、最後の住所新潟市西蒲区卷甲4399番地7、死亡の場所新潟県新潟市西蒲区、死亡年月日推定令和7年1月13日、出生の場所新潟県西蒲原郡西川町、出生年月日昭和51年10月20日、職業無職

被相続人 死 近嵐 広治
事務所新潟市中央区美咲町1丁目7番55号弁護士法人美咲
相続財産清算人 弁護士 江幡 賢

催告期間満了日 令和8年3月6日

新潟家庭裁判所

令和7年(家) 第15121号
新潟市西区鳥原2438-4
申立人 渡辺 克之
本籍新潟県新潟市西区大野町3638番地、最後の住所新潟市西区大野町3638番地、死亡の場所新潟県新潟市西蒲区、死亡年月日平成31年4月1日、出生の場所新潟県三島郡寺泊町、出生年月日大正15年1月2日、職業不明
被相続人 死 石川 ヨシ
事務所新潟市中央区上大川前通8番町1255L Sビル3階松岡功太郎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 本間 迪子
催告期間満了日 令和8年3月6日

新潟家庭裁判所

令和7年(家) 第2077号
新潟県三条市東三条1丁目5番1号 川商ビル2階片桐・坂西・阿部法律事務所
申立人 被相続人亡井上利江相続財産管理人
弁護士 阿部 理順
本籍新潟県三条市本町3丁目65番地、最後の住所新潟県三条市福島新田丁1481番地1特別養護老人ホームさかえの里、死亡の場所新潟県三条市、死亡年月日令和6年5月10日、出生の場所新潟県南蒲原郡今町、出生年月日昭和4年6月4日、職業無職
被相続人 死 井上 利江
事務所新潟県三条市東三条1丁目5番1号 川商ビル2階片桐・坂西・阿部法律事務所
相続財産清算人 弁護士 阿部 理順
催告期間満了日 令和8年3月25日

新潟家庭裁判所三条支部

令和7年（家）第9646号
 石川県かほく市木津イ73番地13
 申立人 松本 亘市
 本籍石川県かほく市八野口77番地、最後の住所石川県かほく市八野口77番地乙、死亡の場所石川県かほく市、死亡年月日令和7年2月7日、出生の場所石川県羽咋郡南大海村、出生年月日昭和10年11月12日、職業無職
 被相続人 亡 畑山 喜一
 事務所石川県かほく市木津イ73番地13 松本法務法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 松本 亘市
 催告期間満了日 令和8年3月13日
 静岡家庭裁判所
令和7年（家）第30115号
 静岡市葵区城東町56番18号
 申立人 竹林三規男
 本籍静岡県静岡市葵区城東町56番地13、最後の住所静岡市駿河区登呂1丁目3番1号、死亡の場所静岡市駿河区、死亡年月日令和6年1月21日から31日までの間、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和42年8月9日、職業不詳
 被相続人 亡 竹林幸一郎
 静岡市葵区伝馬町16—1 TMCビル2階
 オーキッド法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 杉下 龍輔
 催告期間満了日 令和8年3月23日
 静岡家庭裁判所
令和7年（家）第8068号
 静岡県沼津市大諏訪432番地の8
 申立人 清水 正行
 静岡県沼津市大諏訪163番地
 申立人 鈴木 一美
 本籍静岡県沼津市大塚192番地5、最後の住所静岡県沼津市大塚192番地の5、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日令和7年2月16日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和22年6月3日、職業不明
 被相続人 亡 岡本 清
 静岡県沼津市吉田町25番2号 浜ビル2階
 沼津総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 下田 朗弘
 催告期間満了日 令和8年3月30日
 静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年（家）第7465号
 愛知県清須市須ヶ口2240番地
 申立人 清水 智
 本籍北海道登別市富士町4丁目1番地1、最後の住所愛知県清須市須ヶ口2125番地 トキワ荘205、死亡の場所愛知県北名古屋市、死亡年月日令和6年12月27日、出生の場所北海道室蘭市、出生年月日昭和29年4月7日、職業不明
 被相続人 亡 齋藤 涼一
 事務所名古屋市東区泉2丁目27番14号 関電不動産高岳ビル3階 プナの森法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 小笠原 佑
 催告期間満了日 令和8年3月18日
 名古屋家庭裁判所
令和7年（家）第7476号
 名古屋市中村区稲葉地町5丁目16番地
 申立人 伊藤 典子
 本籍名古屋市中村区城屋敷町4丁目63番地、最後の住所名古屋市中村区城屋敷町4丁目63番地、死亡の場所名古屋市中村区、死亡年月日令和6年7月28日、出生の場所名古屋市中村区、出生年月日昭和25年7月2日、職業無職
 被相続人 亡 河口 善臣
 事務所名古屋市中区錦3丁目15番15号 CTV錦ビル9階 丸の内綜合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 佐藤万里奈
 催告期間満了日 令和8年3月30日
 名古屋家庭裁判所
令和7年（家）第7483号
 名古屋市中村区椿町7番9号
 申立人 愛知県信用保証協会
 本籍愛知県瀬戸市池田町105番地13、最後の住所愛知県瀬戸市池田町105番地の13、死亡の場所愛知県瀬戸市、死亡年月日推定令和6年9月14日、出生の場所愛知県瀬戸市、出生年月日昭和40年2月10日、職業不明
 被相続人 亡 鈴木 慎一
 事務所名古屋市中村区名駅3丁目26番19号
 名駅永田ビル5階 清水綜合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 小野 佑輔
 催告期間満了日 令和8年3月17日
 名古屋家庭裁判所

令和7年（家）第8077号
 大阪市北区中之島1丁目3番20号
 申立人 大阪市
 本籍兵庫県神戸市中央区中山手通6丁目8番地、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋1丁目11番22—908号、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死亡年月日令和7年3月3日、出生の場所不明、出生年月日昭和24年8月15日、職業不明
 被相続人 亡 和田 信一
 大阪市北区西天満3丁目14番16号西天満パークビル3号館7階
 相続財産清算人 弁護士 江村 純子
 催告期間満了日 令和8年4月1日
 大阪家庭裁判所
令和7年（家）第8087号
 大阪府枚方市楠葉花園町5番2—101
 申立人 くずはセンチュリータウン管理組合
 本籍大阪府枚方市楠葉花園町5番、最後の住所大阪府枚方市楠葉花園町5番4—1115号、死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日推定令和6年7月3日から5日までの間、出生の場所大阪府豊中市、出生年月日昭和31年12月6日、職業不明
 被相続人 亡 瀧口まゆみ
 大阪市中央区南船場4—3—11 大阪豊田ビル2F
 相続財産清算人 弁護士 高畠豪太郎
 催告期間満了日 令和8年4月1日
 大阪家庭裁判所
令和7年（家）第8088号
 大阪府東大阪市池島町4—2—16
 申立人 川西富幾子
 本籍大阪府東大阪市池島町4丁目2047番地、最後の住所大阪府東大阪市横小路町4丁目2番15号グリーンパレス101号、死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日令和2年9月30日、出生の場所大阪府中河内郡纏手村、出生年月日昭和14年11月14日、職業不明
 被相続人 亡 清水 清和
 大阪市北区西天満4丁目15番18号プラザ梅新5階511号
 相続財産清算人 弁護士 村上奈緒子
 催告期間満了日 令和8年3月30日
 大阪家庭裁判所

令和7年（家）第40291号
 東京都新宿区水道町3番1号
 申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
 本籍兵庫県西宮市今津巽町63番地、最後の住所兵庫県三田市小野1164番地580、死亡の場所兵庫県三田市、死亡年月日令和5年8月27日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和3年6月21日、職業不明
 被相続人 亡 鳴尾 賢一
 神戸市中央区多聞通2丁目4番4号 ブックローン神戸ビル東館7階 かけはし法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 伊藤 明子
 催告期間満了日 令和8年3月13日
 神戸家庭裁判所
令和7年（家）第20242号
 大阪市北区西天満3丁目4番4号イワイビル605号
 申立人 河田 映子
 本籍大阪府茨木市沢良宜西1丁目1番、最後の住所兵庫県宝塚市泉が丘12番27号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和7年4月24日、出生の場所兵庫県神戸市、出生年月日昭和4年11月10日、職業無職
 被相続人 亡 立柳 豊子
 兵庫県尼崎市潮江1丁目8番1—111号太田川口法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 太田 吉彦
 催告期間満了日 令和8年3月10日
 神戸家庭裁判所伊丹支部
令和7年（家）第400号
 奈良県生駒市東新町8番38号
 申立人 生駒市
 本籍山口県光市室積2丁目408番地1、最後の住所奈良県生駒市萩の台3丁目12番10号、死亡の場所奈良県生駒市、死亡年月日令和5年1月21日頃、出生の場所兵庫県西宮市、出生年月日昭和20年9月10日、職業不明
 被相続人 亡 高部眞太郎
 奈良県生駒市元町1丁目6—12生駒セイセイビル6階 生駒総合法律事務所
 相続財産清算人 上崎 智代
 催告期間満了日 令和8年3月30日
 奈良家庭裁判所

令和7年（家）第20023号

栃木県足利市大前町1274番地

申立人 初谷 勝司

本籍栃木県足利市栗谷町193番地、最後の住所栃木県足利市栗谷町193番地、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日令和6年7月27日、出生の場所群馬県山田郡毛里田村、出生年月日大正15年2月11日、職業無職

被相続人 亡 吉川 フク

栃木県佐野市赤坂町960-12さの総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 飯塚 文子

催告期間満了日 令和8年3月1日

宇都宮家庭裁判所足利支部

令和7年（家）第508号

岐阜県恵那市岩村町飯羽間2393番地19

申立人 吉村 敦司

本籍岐阜県瑞浪市陶町猿爪925番地6、最後の住所岐阜県瑞浪市陶町大川806番地の15、死亡の場所岐阜県瑞浪市、死亡年月日推定平成21年9月20日、出生の場所岐阜県瑞浪市、出生年月日昭和35年11月25日、職業不明

被相続人 亡 村瀬 克典

札幌市西区琴似1条4丁目3番18号紀伊國屋ビル3階

相続財産清算人 弁護士 長友 隆典

催告期間満了日 令和8年3月1日

岐阜家庭裁判所多治見支部

令和7年（家）第40013号

北海道登別市桜木町2丁目26番地22

申立人 東田美智子

本籍北海道登別市富浦町1丁目27番地、最後の住所北海道登別市幸町5丁目26番地3、死亡の場所北海道室蘭市、死亡年月日令和3年2月3日、出生の場所北海道登別市、出生年月日昭和55年10月14日、職業自営業

被相続人 亡 藤田勘太郎

事務所北海道室蘭市東町2丁目21-12 石井第一ビル2階 池田翔一法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井口 敦

催告期間満了日 令和8年3月13日

札幌家庭裁判所室蘭支部

令和7年（家）第5779号

北海道勇払郡安平町早来大町95番地

申立人 安平町長 及川秀一郎

本籍北海道勇払郡安平町早来栄町164番地、最後の住所北海道勇払郡安平町早来大町156番地1早来大町東公営住宅A棟202号室、死亡の場所北海道勇払郡安平町、死亡年月日令和6年7月21日頃、出生の場所福井県福井市、出生年月日昭和49年7月20日、職業不詳

被相続人 亡 白石 ケン

北海道勇払郡安平町早来栄町94番地12

相続財産清算人 司法書士 添谷 信隆

催告期間満了日 令和8年3月13日

札幌家庭裁判所苦小牧支部

令和7年（家）第30113号

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

申立人 仙台市

本籍宮城県仙台市宮城野区安養寺2丁目5番地53、最後の住所仙台市宮城野区安養寺2丁目33番24号、死亡の場所宮城県仙台市宮城野区、死亡年月日推定令和5年8月9日、出生の場所宮城県名取郡岩沼町、出生年月日昭和18年1月17日、職業無職

被相続人 亡 菅井 俊夫

仙台市青葉区一番町1丁目17番20号 グランドメゾン片平4階 氏家和男法律事務所

相続財産清算人 弁護士 北爪 賀章

催告期間満了日 令和8年3月16日

仙台家庭裁判所

令和7年（家）第20017号

栃木県鹿沼市万町931番地20

申立人 福富 慎子

本籍栃木県那須郡那珂川町馬頭60番地2、最後の住所栃木県矢板市玉田397番地117コリーナ矢板H-1969、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和6年9月15日、出生の場所茨城県日立市、出生年月日昭和39年1月20日、職業自営業

被相続人 亡 野口 利恵

事務所栃木県那須塩原市永田町3-25那須法律事務所

相続財産清算人 弁護士 品川 尚子

催告期間満了日 令和8年3月4日

宇都宮家庭裁判所大田原支部

令和7年（家）第110号

さいたま市北区日進町3丁目551番地9

申立人 荒井 法実

本籍埼玉県さいたま市北区日進町3丁目551番地9、最後の住所埼玉県春日部市花積160番地 花積住宅15号、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日令和7年1月6日、出生の場所埼玉県大宮市、出生年月日昭和30年3月7日、職業無職

被相続人 亡 荒井 義明

事務所埼玉県越谷市南越谷1丁目16番地12新越谷第一生命ビルディング5階 弁護士法人江原総合法律事務所

相続財産清算人 若生 直樹

催告期間満了日 令和8年4月17日

さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年（家）第30214号

千葉県松戸市新松戸7-7サンライトパストラル5-B-708

申立人 棚橋 知子

本籍千葉県柏市若柴178番地4、最後の住所千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区1 E-3509、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和6年11月9日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和15年7月18日、職業無職

被相続人 亡 入屋 宣重

事務所千葉県松戸市松戸1176-4 ディー・オー・ディー松戸駅前ビル4階 松戸総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 関野 裕介

催告期間満了日 令和8年4月4日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年（家）第71266号

東京都足立区平野1-20-4

申立人 金子 佳代

本籍東京都足立区千住桜木2丁目54番地、最後の住所東京都足立区東六月町8番29号鴨川コープ、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日推定令和5年7月19日、出生の場所宮城県桃生郡大谷地村、出生年月日昭和20年7月10日、職業不詳

被相続人 亡 佐々木 功

事務所東京都千代田区麹町4丁目3番5号Kioichi 435 3階 吉田・神山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田崇一郎

催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第7067号

神奈川県座間市緑ヶ丘1丁目1番1号

申立人 座間市

本籍神奈川県座間市新田宿353番地6、最後の住所神奈川県座間市新田宿353番地6、死亡の場所神奈川県海老名市、死亡年月日令和6年7月13日、出生の場所神奈川県横浜市港北区、出生年月日昭和46年10月28日、職業無職

被相続人 亡 前原 英樹

神奈川県相模原市中央区中央2丁目12番15号相模中央ビル302 大谷豊法律事務所

相続財産清算人 大谷 豊

催告期間満了日 令和8年3月9日

横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年（家）第1772号

富山県高岡市北島45番地

申立人 笠谷 正

本籍富山県高岡市福岡町下新344番地、最後の住所富山県高岡市福岡町下新392番地2、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和3年4月25日、出生の場所富山県西砺波郡福岡町、出生年月日昭和16年10月20日、職業無職

被相続人 亡 酒井 一雄

事務所富山県高岡市中川本町8番1号 錛治・谷口法律事務所

相続財産清算人 弁護士 谷口 央

催告期間満了日 令和8年3月19日

富山家庭裁判所高岡支部

令和7年（家）第1962号

富山県富山市花園町2丁目8番10号

申立人 旭 良夫

本籍富山県射水市本江中新142番地、最後の住所富山県射水市本江中新109番地、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日令和6年6月23日、出生の場所富山県射水郡本江村、出生年月日昭和21年10月4日、職業無職

被相続人 亡 穴田 深雪

事務所富山県高岡市中川本町1番12号 植爪・大原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大原 弘之

催告期間満了日 令和8年3月19日

富山家庭裁判所高岡支部

令和7年（家）第8060号

静岡県御殿場市深沢1078番地の14

申立人 芹澤 謹男

本籍静岡県御殿場市板妻127番地、最後の住所静岡県沼津市松長277番地の1、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日平成29年5月1日、出生の場所静岡県御殿場市、出生年月日昭和44年8月31日、職業不明

被相続人 亡 長田映理子

静岡県三島市中田町6番33号 原島法律事務所

相続財産清算人 原島 年央

催告期間満了日 令和8年4月1日

静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年（家）第80910号

大阪市中央区北浜2丁目5番13号北浜平和ビル9階

申立人 梶田 美穂

本籍大阪府大阪市中央区内本町2丁目3番地、最後の住所大阪市住吉区万代3丁目6番23号ベルバージュ大阪帝塚山251号、死亡の場所大阪府大阪市住吉区、死亡年月日令和6年12月13日、出生の場所大阪府大阪市東区、出生年月日昭和8年8月16日、職業無職

被相続人 亡 大崎 久子

大阪市西区江戸堀1-24-15タツト肥後橋ビル1002

相続財産清算人 弁護士 松島 範子

催告期間満了日 令和8年4月1日

大阪家庭裁判所

令和7年（家）第70135号

兵庫県姫路市飾磨区三宅2丁目41番地

申立人 東土地保全有限会社

本籍兵庫県姫路市西夢前台3丁目30番地、最後の住所兵庫県姫路市西夢前台3丁目30番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和6年11月28日、出生の場所岡山県倉敷市、出生年月日昭和7年10月1日、職業無職

被相続人 亡 東 昇

事務所兵庫県姫路市三左衛門堀西の町95番地 第2岡崎マンション203古市・竹中法律事務所

相続財産清算人 弁護士 竹中 らく

催告期間満了日 令和8年3月13日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年（家）第969号

岡山県勝田郡奈義町豊沢556番地7

申立人 中島 弘

申立人手続代理人弁護士 清水 弘枝
本籍岡山県津市大吉693番地、最後の住所岡山県津市日本原578番地、死亡の場所岡山県美作市、死亡年月日令和7年3月17日、出生の場所岡山県勝田郡広戸村、出生年月日昭和8年7月1日、職業無職

被相続人 亡 竹内 一文

事務所岡山県津市椿高下45-2 弁護士法人西村綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西尾 光明

催告期間満了日 令和8年3月6日

岡山家庭裁判所津山支部

令和7年（家）第30277号

広島県安芸郡海田町南昭和町1番31号

申立人 司法書士法人武田事務所

本籍広島市安佐南区西原6丁目844番地8、最後の住所広島市安芸区中野東4丁目11番13号、死亡の場所広島県広島市安芸区、死亡年月日令和7年6月18日、出生の場所広島県広島市、出生年月日昭和34年5月3日、職業無職

被相続人 亡 世良 憲昭

主たる事務所広島県安芸郡海田町南昭和町1番31号

相続財産清算人 司法書士法人武田事務所

催告期間満了日 令和8年3月11日

広島家庭裁判所

令和7年（家）第30041号

広島県福山市熊野町丙1152番地1

申立人 赤松 仁美

本籍広島県尾道市百島町1202番地1、最後の住所広島県尾道市百島町1202番地1、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和6年3月8日、出生の場所大阪府大阪市港区、出生年月日昭和11年8月15日、職業無職

被相続人 亡 武田早知子

広島県尾道市古浜町2番24-1号、事務所広島県尾道市古浜町1番1号司法書士法人山本事務所

相続財産清算人 司法書士 山本 学

催告期間満了日 令和8年3月6日

広島家庭裁判所尾道支部

令和7年（家）第131号

愛媛県新居浜市篠場町4番38号

申立人 川崎 裕仁

本籍愛媛県新居浜市篠場町442番地1、最後の住所愛媛県新居浜市萩生2088番地の5、死亡の場所愛媛県新居浜市、死亡年月日令和7年1月19日、出生の場所愛媛県新居郡角野町、出生年月日昭和21年8月8日、職業不明
被相続人 亡 藤井 隆

愛媛県松山市松末2丁目15番7号

相続財産清算人 司法書士 宇都宮孝輔

催告期間満了日 令和8年3月14日

松山家庭裁判所西条支部

令和7年（家）第1080号

高知市堺町2番24号

申立人 株式会社高知銀行

本籍高知県高知市葛島4丁目7番、最後の住所高知市葛島3丁目14番45号、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和6年10月30日、出生の場所香川県観音寺市、出生年月日昭和44年11月17日、職業個人事業主

被相続人 亡 片木 健三

事務所高知市大川筋2丁目3番26号

相続財産清算人 司法書士 森田 啓

催告期間満了日 令和8年3月16日

高知家庭裁判所

令和7年（家）第1100号

高知市口細山208-47

申立人 大崎 範能

本籍高知県南国市片山1461番地、最後の住所高知県南国市片山1461番地、死亡の場所高知県南国市、死亡年月日令和7年5月16日、出生の場所高知県長岡郡三和村、出生年月日昭和11年8月21日、職業無職

被相続人 亡 宮田 浅惠

高知市薊野北町2丁目1番31号 101号

相続財産清算人 司法書士 清水 敏博

催告期間満了日 令和8年3月11日

高知家庭裁判所

令和7年（家）第235号

大分県速見郡日出町大字藤原1553番地1

申立人 有限会社ソニア

本籍宮崎県宮崎市大字小松1105番地24、最後の住所大分県豊後高田市高田2544番地22メゾンドグロイアE-1-2号、死亡の場所大分県豊後高田市、死亡年月日推定令和6年5月9日、出生の場所宮崎県宮崎市、出生年月日昭和35年2月29日、職業派遣社員
被相続人 亡 今村 裕一

大分県大分市城崎町2丁目4番19号

相続財産清算人 司法書士 和田 正敏

催告期間満了日 令和8年3月16日

大分家庭裁判所中津支部

令和7年（家）第38号

大分県日田市大字小山283番地1

申立人 原田 明司

本籍大分県日田市大字小山180番地、最後の住所大分県日田市大字小山181番地1、死亡の場所福岡県八女市、死亡年月日平成23年8月2日、出生の場所大分県日田郡五和村、出生年月日昭和7年3月2日、職業不明
被相続人 亡 原田 茂好

大分県日田市中央1丁目4番6号

相続財産清算人 弁護士 森山大二郎

催告期間満了日 令和8年3月16日

大分家庭裁判所日田支部

令和7年（家）第52号

鹿児島県奄美市名瀬港町22番23号里ビル1階

申立人 佐用 理紗

本籍鹿児島県奄美市名瀬石橋町2番、最後の住所鹿児島県奄美市名瀬石橋町2番18号、死亡の場所鹿児島県奄美市、死亡年月日令和7年4月29日、出生の場所鹿児島県大島郡与論村、出生年月日昭和7年3月3日、職業無職
被相続人 亡 阿久根初枝

事務所鹿児島県奄美市名瀬港町15番1号本場奄美大島紬会館4F里村法務事務所

相続財産清算人 司法書士 里村 紀幸

催告期間満了日 令和8年3月6日

鹿児島家庭裁判所名瀬支部

令和7年（家）第80号

鹿児島市浜町3番10-706号

申立人 二原麻由子

本籍鹿児島県志布志市志布志町安楽4916番地、最後の住所鹿児島県志布志市志布志町安楽4734番地1、死亡の場所鹿児島県志布志市、死亡年月日令和7年4月24日、出生の場所埼玉県入間郡坂戸町、出生年月日昭和48年5月22日、職業自営業
被相続人 亡 福迫 周一

事務所鹿児島県鹿屋市大手町9番1号マルビル102号弁護士法人笠川法律事務所鹿屋支所

相続財産清算人 弁護士 笠川 竜伴

催告期間満了日 令和8年3月31日

鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

令和7年（家）第4019号
茨城県牛久市中央3-21-1 ソシア101
申立人 増田 智光
本籍茨城県つくば市真瀬279番地1、最後の住所茨城県つくば市真瀬279番地1、死亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日令和6年7月24日、出生の場所茨城県那珂郡佐野村、出生年月日昭和19年10月30日、職業無職
被相続人 亡 増田 安男
事務所茨城県土浦市文京町7-8 祐川直己法律事務所
相続財産清算人 弁護士 祐川 直己
催告期間満了日 令和8年3月1日
水戸家庭裁判所土浦支部

令和7年（家）第4052号
茨城県つくば市苅間657番地1
申立人 入江 章
本籍茨城県土浦市永国517番地1、最後の住所茨城県土浦市永国517番地1、死亡の場所茨城県稲敷郡阿見町、死亡年月日平成29年4月11日、出生の場所茨城県新治郡東村、出生年月日昭和2年6月8日、職業不明
被相続人 亡 飯田 まさ
事務所茨城県土浦市港町1-4-19 ロイヤルコート第2ビル2階 三輪法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三輪 翔
催告期間満了日 令和8年3月1日
水戸家庭裁判所土浦支部

令和7年（家）第2019号
山形県米沢市中央6丁目2番61号
申立人 藤倉 純子
本籍富山県射水市戸破3216番地、最後の住所山形県米沢市広幡町成島2120番地の5特別養護老人ホーム成島園、死亡の場所山形県東置賜郡高畠町、死亡年月日令和7年5月22日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和24年11月11日、職業無職
被相続人 亡 石瀬 由利
山形県米沢市金池1丁目5番33号
相続財産清算人 司法書士 鹿俣 貴裕
催告期間満了日 令和8年3月5日
山形家庭裁判所米沢支部

令和7年（家）第7059号
宮城県亘理郡亘理町荒浜字下新田69番地
申立人 横山 友子
本籍宮城県亘理郡亘理町荒浜字下新田69番地、最後の住所福島市永井川字壇ノ腰47番地の6グリーングラス201、死亡の場所福島県

福島市、死亡年月日令和6年10月9日頃、出生の場所宮城県名取郡岩沼町、出生年月日昭和38年6月6日、職業不明
被相続人 亡 横山 徹
主たる事務所東京都千代田区飯田橋2丁目14番5号PureWoodガーデン3階 従たる事務所宮城県亘理郡山元町山寺字山下89番地
相続財産清算人 司法書士法人ベル総合事務所 代表者社員 江口龍一郎
催告期間満了日 令和8年3月27日
福島家庭裁判所

令和7年（家）第7048号
福島県郡山市麓山2丁目9番20号
申立人 コーポ麓山マンション管理組合法人
本籍福島県郡山市大町1丁目210番地、最後の住所福島県郡山市麓山2丁目9番20号コーポ麓山305号、死亡の場所福島県郡山市、死亡年月日令和6年4月21日頃から30日頃までの間、出生の場所福島県郡山市、出生年月日昭和14年2月1日、職業不明
被相続人 亡 織田 宏一
事務所福島県郡山市西ノ内2-17-7今泉第二ビル203号 天鏡法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡邊 恒子
催告期間満了日 令和8年3月23日
福島家庭裁判所郡山支部

令和7年（家）第20064号
群馬県前橋市下新田町543番地6
申立人 富田香保里
本籍群馬県前橋市北代田町481番地4、最後の住所群馬県前橋市北代田町481番地4、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日推定令和6年11月1日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和20年2月3日、職業個人事業主
被相続人 亡 金子 崇
事務所群馬県前橋市小相木町102-1梅山ビル102 梅山綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 梅山 紗加
催告期間満了日 令和8年3月4日
前橋家庭裁判所

令和7年（家）第20073号
群馬県渋川市吹屋1462番地11
申立人 高木 大介
本籍群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡1427番地、最後の住所群馬県渋川市渋川3644番地1 めぐみの里、死亡の場所群馬県渋川市、死亡年

月日令和7年5月30日、出生の場所群馬県富岡市、出生年月日昭和42年4月26日、職業無職
被相続人 亡 山田 真
群馬県前橋市新前橋町1-35 法律事務所コスモス
相続財産清算人 岡田 卓也
催告期間満了日 令和8年3月6日
前橋家庭裁判所

令和7年（家）第30182号
千葉県柏市柏5丁目10番1号
申立人 柏市長 太田 和美
本籍岩手県一関市大東町浜民字伊勢堂34番地、最後の住所千葉県柏市南増尾4丁目14番4号、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和5年4月17日、出生の場所岩手県東磐井郡大東町、出生年月日昭和11年10月31日、職業不明
被相続人 亡 芦 八郎
事務所千葉県松戸市本町25-4 第二石井ビル302 みぎわ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 安武 慎作
催告期間満了日 令和8年4月6日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年（家）第7040号
千葉県いすみ市岩船21番地2
申立人 斎藤 芳枝
本籍東京都渋谷区広尾2丁目2番地、最後の住所千葉県大網白里市上貝塚444番地3、死亡の場所千葉県東金市、死亡年月日令和3年12月31日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和23年10月1日、職業不明
被相続人 亡 平野 君子
事務所千葉市中央区中央3丁目10番4号マーキュリー千葉9階 みどり総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊東 秀彦
催告期間満了日 令和8年4月6日
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年（家）第7052号
千葉県大網白里市大網115番地2
申立人 大網白里市長 金坂 昌典
本籍千葉県大網白里市南今泉4682番地、最後の住所千葉県大網白里市南今泉4881番地7、死亡の場所千葉県千葉市美浜区、死亡年月日平成27年1月13日、出生の場所千葉県山武郡白里村、出生年月日昭和8年9月8日、職業不詳
被相続人 亡 米澤 由年

事務所千葉市中央区中央2丁目3番16号千葉センタースクエアビル5階 栎植法律事務所相続財産清算人 弁護士 栎植 寛
催告期間満了日 令和8年4月5日
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年（家）第40634号
東京都品川区西五反田8丁目1番14号
申立人 一般財団法人海外通信・放送コンサルティング協力
本籍三重県伊勢市宮町1丁目80番地、最後の住所横浜市戸塚区平戸1丁目20番1-606号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和7年4月4日、出生の場所三重県宇治山田市、出生年月日昭和24年5月22日、職業会社員
被相続人 亡 小林 功治
事務所横浜市中区弁天通4-52ナインティー横浜6階
相続財産清算人 弁護士 西田 智行
催告期間満了日 令和8年4月17日
横浜家庭裁判所

令和7年（家）第40636号
横浜市保土ケ谷区釜台町12番13号
申立人 宮津 徳幸
本籍東京都墨田区緑3丁目13番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区和田2丁目5番6号佐藤方、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日令和7年2月18日、出生の場所山形県飽海郡北平田村、出生年月日昭和21年5月13日、職業無職
被相続人 亡 石島 敏子
事務所横浜市中区本町1-4プライムメゾン横濱日本大通3階
相続財産清算人 弁護士 菊地 哲也
催告期間満了日 令和8年4月17日
横浜家庭裁判所

令和7年（家）第10049号
東京都江東区豊洲3丁目2番20号
申立人 アビリオ債権回収株式会社
本籍埼玉県川越市大字今福3032番地75、最後の住所埼玉県川越市大字笠幡3509番地11、死亡の場所埼玉県朝霞市、死亡年月日令和4年3月31日、出生の場所埼玉県北本市、出生年月日昭和54年9月19日、職業不詳
被相続人 亡 近藤 唯之
事務所埼玉県川越市脇田町33番地1Aisisビル4階弁護士法人ルネサンス本部小江戸川越法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金古幸香里
催告期間満了日 令和8年3月5日
さいたま家庭裁判所川越支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(ヘ)第10号

奈良県生駒郡斑鳩町服部2丁目15番13号
申立人 緒方美壽々
申立人代理人弁護士 伊藤 慎吾
権利の届出の終期 令和7年10月28日
令和7年7月18日 大阪簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地
所在 大阪市住之江区浜口東3丁目
地番 13番7
地目 宅地
地積 115.60平方メートル
(2)登記年月日番号 大阪法務局天王寺出張所昭和28年7月24日付第12398号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 所有権移転請求権仮登記
原因 昭和28年7月10日代物弁済予約
権利者 大阪市東区備後町1丁目10番地
丸興織維株式会社

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第53号

神奈川県相模原市中央区矢部3丁目3番9-1303号
申立人 野口麻由美
本籍神奈川県相模原市中央区矢部3丁目3番、最後の住所神奈川県相模原市中央区矢部3丁目3番9-1303号
不在者 野口 勇樹
平成2年1月24日生
届出期間満了日 令和7年11月28日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年(家)第136号
静岡県浜松市浜名区高畑491番地
申立人 戸田登喜和

本籍静岡県浜松市浜名区高畑491番地、最後の住所静岡県浜松市浜名区高畑491番地
不在者 戸田 徹也

昭和36年8月26日生
届出期間満了日 令和7年11月25日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第218号

香川県観音寺市豊浜町和田浜1297番地
申立人 寺田 浩人
本籍静岡県浜松市中央区元浜町264番地1、最後の住所静岡県浜松市中央区元浜町264番地
不在者 寺田 佳弘
昭和48年8月12日生
届出期間満了日 令和7年11月25日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第4518号

東京都千代田区二番町5番地 麻町駅プラザ402
申立人 鮎京眞知子
本籍東京都大田区大森中2丁目268番地、最後の住所東京都中野区弥生町4丁目18番1号
不在者 前田 苗美
昭和35年3月2日生
届出期間満了日 令和7年11月28日
東京家庭裁判所

令和6年(家)第7131号

岩手県盛岡市北天昌寺町17番3号
申立人 立花 勇子
本籍岩手県盛岡市新田町57番地、最後の住所不明
不在者 高橋セイ子
昭和11年4月10日生
届出期間満了日 令和7年11月30日
東京家庭裁判所

令和6年(家)第270号

静岡県静岡市清水区東大曲町3番15-201号
申立人 宮入 敬年
本籍群馬県藤岡市上戸塚396番地3、最後の住所群馬県藤岡市岡之郷1343番地新井アパート
不在者 宮入 元廣
昭和15年3月6日生
届出期間満了日 令和7年12月1日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和6年(家)第271号

静岡県静岡市清水区東大曲町3番15-201号
申立人 宮入 敬年

本籍群馬県藤岡市上戸塚396番地3、最後の住所群馬県藤岡市岡之郷1343番地新井アパート
不在者 宮入 広子

昭和48年2月13日生
届出期間満了日 令和7年12月1日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家)第1557号

福岡市博多区博多駅南2-3-15-1412号
申立人 平嶋 美穂
本籍福岡県朝倉郡筑前町朝日744番地、最後の住所大阪府四条畷市楠公1丁目7番12号
不在者 平嶋キヌコ
昭和8年3月19日生
届出期間満了日 令和7年12月1日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第262号

神奈川県秦野市南が丘3丁目2番地4-402
申立人 玉鉢 俊也
本籍神奈川県秦野市南が丘3丁目2番地1、最後の住所神奈川県秦野市南が丘3丁目2番地4-402
不在者 玉鉢 美加
昭和36年8月31日生
届出期間満了日 令和7年12月12日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第1141号

京都府京都市伏見区京町南8丁目101-1小山ビル3階東 丹波橋法律事務所
申立人 笠中 晴司
本籍京都府京都市伏見区深草柴田屋敷町76番地8、最後の住所京都府京都市山科区勧修寺堂田58番地の19
不在者 横井 隆幸
昭和37年9月22日生
届出期間満了日 令和7年12月10日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第2145号

大阪府豊中市東豊中町2丁目5番34号
申立人 向井 和子
本籍石川県羽咋郡志賀町二所宮井の19番1地、最後の住所大阪府東大阪市柏田東町10番16号
不在者 作田 政弘
大正13年4月23日生
届出期間満了日 令和7年12月2日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第29号

山口県岩国市麻里布町4丁目19-27-501
申立人 野上 明子
本籍山口県岩国市玖珂町3406番地、最後の住所山口県岩国市玖珂町3410番地
不在者 石田 富男
大正14年2月16日生
届出期間満了日 令和7年11月30日
山口家庭裁判所岩国支部

令和7年(家)第162号

宮崎県都城市山田町山田9392番地15
申立人 巢立 年弘
本籍宮崎県都城市岩満町726番地、最後の住所宮崎県都城市山田町山田9553番地の1
不在者 巢立サダ子
昭和12年1月15日生
届出期間満了日 令和7年11月24日
宮崎家庭裁判所都城支部

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第1号

神奈川県川崎市高津区上作延4丁目6番20号
申立人 有限会社岩手電機製作所
代表者代表取締役 大塚 友暁
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月25日
令和7年7月29日 川崎簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 DP243319
金額 226,196円
支払期日 令和5年7月25日
支払地 川崎市
支払場所 株式会社三井住友銀行溝ノ口支店
振出日 令和5年3月24日
振出地 川崎市高津区久地843-5
振出人 株式会社ニクニ 代表取締役 大崎莊一郎
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第5号
 京都府長岡京市馬場団所1番地
 申立人 株式会社エニイワイヤ
 代表者代表取締役 伊丹 伸司
 申立人代理人弁護士 日高 麗衣
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月30日
 令和7年7月31日 名古屋簡易裁判所
 (別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 H53816
 金額 5,621,428円
 支払期日 令和7年4月30日
 支払地 名古屋市
 支払場所 株式会社愛知銀行本店営業部
 振出日 令和7年2月20日
 振出地 名古屋市
 振出人 三交企業株式会社 代表取締役 土方 茂
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第32号

岐阜県可児市塩河960番地の1
 債務者 株式会社やまもとホールディングス
 代表者代表取締役 津田 繼一(商業登記簿上の代表者代表取締役 山本美季男)
 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 高井 克介
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後2時

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第1717号

名古屋市瑞穂区平郷町5丁目7番地
 債務者 協立電設株式会社
 代表者代表取締役 前島 仁志
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 早瀬 晋平

4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時50分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1142号

東京都武蔵村山市榎2丁目39番地の5野村コープA号室
 債務者 株式会社y o k o y a m a
 代表者代表取締役 横山 甲司
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 大西 啓介
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第382号

神奈川県平塚市紅谷町8番16号サニープラザ平塚3階
 債務者 有限会社シーアンドシーグラフィックス
 代表者代表取締役 加々美洋平
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 野 広司
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前11時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第268号

岡山県笠岡市入江91番地11
 債務者 株式会社川崎建設
 代表者代表取締役 川崎 龍也
 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 奥野 哲也
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後2時

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第62号

新潟県上越市藤巻6番12号
 債務者 株式会社グリーンカーゴサービス
 代表者代表取締役 小出 智之
 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 田中 淳哉
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後2時
 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所高田支部

令和7年(フ)第142号

三重県鈴鹿市安塚町1500番地
 債務者 株式会社共新製作所
 代表者代表取締役 澤村 共一
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 三浦 敏秀
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前10時45分

津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第196号

福井県越前市小野谷町1号2番地
 債務者 北日本建設株式会社
 代表者代表取締役 美濃 等
 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 紅谷 崇文
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時45分

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第1454号

愛知県愛西市山路町野方149番地110
 債務者 合同会社リテールプロジェクト
 代表者代表社員 二村 理香
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 新下久美子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時20分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第323号

岡山市中区原尾島1丁目17番11-1号
 債務者 株式会社エーピーエル インク
 代表者代表清算人 岡崎 太
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 三村 輝明
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前10時30分

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第33号

岐阜県可児市塩河960番地の1
 債務者 愛岐商事株式会社
 代表者代表取締役 三崎 平(商業登記簿上の代表者代表取締役 山本美季男)
 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 高井 克介
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後2時

岐阜地方裁判所御嵩支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第554号

神戸市須磨区稻葉町5丁目1番6号、従前の住所神戸市兵庫区御崎本町1丁目1番6-1101号
 債務者 原田製作所こと 原田 貞好
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 手塚 祥平
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時50分
 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第790号

福岡市南区大楠1丁目15番22-607号 ピュ
アドーム高宮イースト
債務者 GONIYA MALIMAGE A
PONSU CHAMEERA PRASA
NNA

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 紫牟田洋志
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後2時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第791号

福岡市南区大楠1丁目15番22-607号 ピュ
アドーム高宮イースト
債務者 ゴニヤマリマゲアポンス幸奈

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 紫牟田洋志
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後2時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1452号

福岡県春日市若葉台西5丁目76番地
債務者 磯脇 始

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 園田 真紀
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前11時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1355号

福岡市南区高宮2丁目6番28号 スカイマン
ション高宮302
債務者 伊藤 彩

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 安井 杏奈
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後3時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第85号

福岡市南区大橋2丁目10番22-1204号 ベル
セレーノ大橋
債務者 山下 京介

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 芳賀由紀子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午後3時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第584号

福岡市博多区美野島1丁目25番6号 岩佐ハ
イツ 205号
債務者 帆足 陽子

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 永田 充
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1311号

福岡県福津市上西郷525番地の3
債務者 松金 義晴

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 高橋 理穂
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前11時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1325号

福岡市東区多の津5丁目25番12-603号 ル
グラン福岡東
債務者 舘 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 出光 良彰
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1076号

福岡市早良区西入部4丁目30番1号

債務者 荒谷 隼人

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 波多江愛子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後3時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1129号

福岡市早良区荒江2丁目25番30-503号 福
陵ハイデンス

債務者 長谷川 司(旧姓伊東)

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 古野 慧輔
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1166号

福岡県筑紫野市湯町2丁目8番27号
債務者 南島機材こと 南島 利行

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 福井 理絵
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1168号

福岡県筑紫野市武蔵4丁目3番28号
債務者 杉田 和明

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 岡部 史卓
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前11時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1206号

福岡市博多区堅粕4丁目1番37号 博多三弘
ビル 401号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大
字須恵554番地1 ドリームハイツ須恵103号
債務者 畑村 哲士

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後2時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 板井 京介
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1375号

福岡県春日市塚原台3丁目88番地1
債務者 齋藤 順二

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 波多江愛子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後4時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1399号

福岡市城南区友丘3丁目8番14号 パインヒ
ルズ 203号、前住所福岡市南区長丘4丁目
6番26-504号 グリーンビュー長丘

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 市原 史雄
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前11時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
- 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第38号

兵庫県朝来市和田山町秋葉台4番地13
債務者 北垣 瞳

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 辻本 武之
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時50分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
- 神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第327号

新潟市中央区東堀前通5番町417番地1
トーカンマンション東堀1003号
債務者 江川 翔太

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松山 悅子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第331号

新潟市中央区女池8丁目15番15号 CS・ハウス・in女池F
債務者 渡邊 誠

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 墨
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第368号

新潟県五泉市論瀬5975番地12 特別養護老人ホームすもの里
債務者 小林 良夫

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大田 陸介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第612号

広島県廿日市市八坂2丁目10番10号
債務者 細川 強

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 淳哲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
広島地方裁判所民事部第4部

令和7年(フ)第623号

福岡市博多区諸岡2丁目7番8-301号 エクセル
クリエ諸岡Ⅱ、前住所福岡市博多区諸岡2丁目4番20-401号 プレジールカヤシマ式番館

債務者 堀内 悠也

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口明日香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1189号

福岡県春日市白水池3丁目100番地 PHOENIX春日フォレストシティ201号、前住所北九州市小倉北区大畠2丁目8番31-402号

債務者 山田 恒平

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 生島 一哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1276号

福岡市南区松原2丁目29番15号 メロディハイツ荒木201号

債務者 安井 大地

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲家 淳彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1360号

福岡市西区生松台2丁目18番10号
債務者 岩重 華奈

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藏 健一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1290号

福岡市東区和白東5丁目6番17号 エクセル
ハイツ和白105号

債務者 田中 恵

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 深堀 寿美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第239号

佐賀県鳥栖市村田町169番地1 プライムハイツ中島C306

債務者 池邊 優介

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 隈 淳平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第3629号

大阪府交野市星田7丁目54番13号

債務者 松本 博明

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 孝浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第821号

福岡県糸島市高田四丁目15番15-403号

債務者 藤井 香織

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 八坂 泰弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第973号

福岡市中央区赤坂3丁目6番42-802号 エバーライフ赤坂

債務者 松江 浅子

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浜上 慎也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1194号

福岡市博多区春町3丁目3番22-506号 セルブ春町 G-E X E C U T I V E、前住所福岡市中央区平尾2丁目10番4-602号 M O D E R N A S P I R A T I O N 平尾駅前

債務者 石川 勝敏

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒木 和彰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1252号

福岡市中央区赤坂3丁目6番42-802号 エバーライフ赤坂

債務者 松江総一郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浜上 慎也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1308号

福岡市博多区板付3丁目26番5-407号 ジュウグランマンションヴエルデ板付中央公園

債務者 小崎 明子

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井手上治隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第276号
熊本市南区川口町4404番地3、異動前住所熊本市南区城南町隈庄154番地3 美鈴アパート101
債務者 豊原 巧
1 決定年月日時 令和7年8月12日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大原 誠司
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第731号
名古屋市千種区内山2丁目6番8号 アレアイーストコート305号
債務者 篠 良幸
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1340号
愛知県春日井市柏原町1丁目214番地
債務者 高橋 美江
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1363号
名古屋市中川区上脇町1丁目48番地 シルクハイツ102号
債務者 真木芳美こと 金 芳美
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1456号
名古屋市港区入場1丁目1905番地の1 シルフィード302号
債務者 和田 博子
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1502号
名古屋市緑区森の里1丁目94番地 森の里荘1棟511号
債務者 山崎 芳子
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1549号
名古屋市南区笠寺町字下新町22番地 アシスト笠寺 204号
債務者 浅野 年由
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1552号
愛知県知多市八幡字左り脇57番地の1 サンビルズA-102
債務者 吉川 達也
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1627号
名古屋市中村区並木2丁目148番地 グランドステータス八田101号
債務者 大岩 海翔

1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1652号
愛知県瀬戸市八幡台2丁目9番301号
債務者 柴田 勝
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1502号
福岡県遠賀郡芦屋町高浜町2番14号 コーポ岡田102号
債務者 黒岩 幸代
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第526号
福岡県遠賀郡芦屋町高浜町2番14号 コーポ岡田102号
債務者 黒岩 幸代
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第275号
函館市石川町62番地2 コーポNAKAMURA N.O. 3 206号
債務者 阿曾ひさ子
1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第277号
北海道亀田郡七飯町大川5丁目17番7号
債務者 大島 久直
1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第172号
群馬県藤岡市下大塚204番地1 小山ハイツ103
債務者 金田皇来子
1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第169号
愛知県豊田市平畠町下里156番地10
債務者 中川 純子
1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第296号
愛知県刈谷市高須町坤44番地8
債務者 久野 真一
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第347号
愛知県刈谷市井ヶ谷町中前田90番地 ファミール井ヶ谷B205号、前住所岐阜県可児市下恵土6083番地1 レオパレスKANI-115
債務者 北川 迅
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第378号	愛知県安城市赤松町恋塚94番地11 林荘5 債務者 西村 房江 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第388号	愛知県岡崎市森越町字三円16番地1 ハイツ パー72 A-102 債務者 鈴木 恵子 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第395号	愛知県岡崎市六名本町17番地8 小野莊 ろ、前住所愛知県岡崎市六名南1丁目13番地 4 債務者 遠藤 節子 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第396号	愛知県岡崎市洞町字鷹野14番地34 T & S93 105、前住所愛知県岡崎市伝馬通3丁目29 番地 債務者 柴田 福子 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第406号	愛知県岡崎市二軒屋町2丁目5番地 グリーンピーンズA202 債務者 横田 澄待 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第1170号	埼玉県上尾市中妻3丁目2番地1 ミヤシタ マンション107 債務者 江口 祐輔 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1194号	埼玉県川口市上青木1丁目22番21号 タウン コート西川口102号、旧住所北海道函館市湯 川町2丁目33番18号 啓明ホーム 債務者 小野寺真奈美 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1225号	埼玉県加須市馬内502番地2 秋葉団地C棟 201号室 債務者 田中 育恵(旧姓柳沼) 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第493号	埼玉県草加市松原1丁目4番2-211号 債務者 高橋 恵里 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第507号	埼玉県越谷市大字大房702番地5 北越谷第一 コーポ205 債務者 池澤 元紀 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第389号
相模原市南区豊町17番24号 フレンドポート
相模大野II 211
債務者 井上 一成
1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第410号
相模原市南区相模台3丁目12番18号
債務者 有野 純子(旧姓瀬戸)
1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第233号
熊本県上益城郡御船町大字辺田見1898番地11
サンコートハウスII A号
債務者 森 みずき
1 決定年月日時 令和7年8月12日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第330号
熊本県宇土市野鶴町1010番地2、前住所熊本市東区水源2丁目14番14号 コーポ本郷202号室
債務者 石田 拓
1 決定年月日時 令和7年8月12日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第200号
北海道上川郡東川町西町5丁目2番15号 ドリームハウス 22
債務者 北原 典明
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
5 免責審尋期日 令和7年10月22日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第223号
北海道旭川市永山6条3丁目1番27号 アンダンテC-306
債務者 及川 英樹
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
5 免責審尋期日 令和7年11月26日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第202号
北海道旭川市緑町19丁目2164番地の25 ジャルダン101号室
債務者 渡辺 大介
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
5 免責審尋期日 令和7年10月22日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第5514号
東京都大田区千鳥3丁目17-6
債務者 岡崎 里美
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第5514号
東京都大田区千鳥3丁目17-6
債務者 岡崎 里美
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5514号
東京都江戸川区船堀5丁目4-7 SUN
SWEET船堀3 307
債務者 白川 亮一
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5517号
東京都江東区冬木7-7-403
債務者 奥野 公治
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5517号
東京都江東区冬木7-7-403
債務者 奥野 公治
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5518号
東京都足立区足立2丁目43-22
債務者 石川 風夏
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3208号	大阪市旭区高殿4丁目18番22号、前住所新潟県上越市頸城区下中島220番地1 コーポフレンド202号 債務者 天野 喜文(旧姓白石) 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月28日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部	
令和7年(フ)第3270号	大阪市福島区鷺洲6丁目1番2-401号 債務者 岩本 涼 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月24日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部	
令和7年(フ)第3353号	大阪府守口市南寺方北通2丁目8番12号 債務者 井上さやか 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部	
令和7年(フ)第3454号	大阪市東成区大今里2丁目11番20号 ジョイフル大今里 302号 債務者 中村 友哉 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで	5 免責審尋期日 令和7年10月28日午後1時30分	令和7年(フ)第5448号 東京都杉並区阿佐谷南3丁目45-3-101 債務者 高橋 茗(旧姓松本) 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分	1 主文 当裁判所が令和7年6月19日午後1時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「岡山県玉野市八浜町八浜1095番地1」とあるのを、「岡山市南区片岡1198番地(旧住所)岡山県玉野市八浜町八浜1095番地1」と更正する。
大阪地方裁判所第6民事部		令和7年(フ)第5450号 東京都東大和市奈良橋5丁目819-4-103 債務者 宮下 努 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前10時30分	2 決定年月日 令和7年8月1日 岡山地方裁判所第3民事部
		東京地方裁判所民事第20部	破産手続廃止
令和7年(フ)第5531号	東京都板橋区台中1丁目31-8 ふじよし荘 債務者 清田 高弘 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午後2時	令和6年(フ)第2820号 愛知県知多市岡田字下中田5番地の1 破産者 有限会社川西海事 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
大阪地方裁判所第6民事部		東京地方裁判所民事第20部	名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第5532号	東京都板橋区台中1丁目31-8 ふじよし荘 債務者 清田 智子 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午後2時	令和7年(フ)第5488号 神奈川県伊勢原市沼目1丁目108-1-203 債務者 島袋 未咲 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前11時	令和7年(フ)第21号 山口市八幡馬場46番地 破産者 株式会社ここでん 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部		東京地方裁判所民事第20部	山口地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第5533号	東京都板橋区台中1丁目31-8 ふじよし荘 債務者 清田 智子 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分	令和7年(フ)第3486号 大阪市住吉区墨江4丁目13番15号 Hかがやき 403号 債務者 田中 貴也 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午後2時	令和6年(フ)第49号 熊本県八代市昭和同仁町542番地 破産者 熊本農業資材株式会社 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部		東京地方裁判所民事第20部	熊本地裁所八代支部
令和7年(フ)第5550号	東京都足立区西保木間2丁目17-4-403 債務者 李 玲玲 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午後1時30分	令和7年(フ)第672号 東京都八王子市松木34番地の13 破産者 株式会社新井商店 1 決定年月日 令和7年8月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
大阪地方裁判所第6民事部		大阪地方裁判所第6民事部	東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第3454号	大阪市東成区大今里2丁目11番20号 ジョイフル大今里 302号 債務者 中村 友哉 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第797号 東京都八王子市南大沢4丁目12番地3-405 破産者 福田 典弘 1 決定年月日 令和7年8月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
大阪地方裁判所第6民事部		岡山市南区片岡1198番地(旧住所)岡山県玉野市八浜町八浜1095番地1 破産者 原崎 義和	東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第828号 東京都小平市大沼町2丁目30番1-310号 破産者 山下 弘子 1 決定年月日 令和7年8月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年8月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所秩父支部破産係	1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第920号 東京都町田市金森1丁目6番15号ミーツアパートメント202 破産者 菅原 龍吉 1 決定年月日 令和7年8月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	名古屋市北区平安1丁目2番51号 破産者 今中 照喜 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	神戸市西区北別府4丁目14番地の12 ブルーハイツ北別府203号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地の18 ネオハイツ西神戸205号 破産者 エイエヌケイこと 淡井 重雄 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第84号 神戸市西区北別府4丁目14番地の12 ブルーハイツ北別府203号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地の18 ネオハイツ西神戸205号 破産者 エイエヌケイこと 淡井 重雄 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第923号 東京都狛江市元和泉3丁目6番14号シャレード多摩川208 破産者 瀬理 功司 1 決定年月日 令和7年8月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	愛知県半田市有楽町6丁目62番地 ボラン有楽3B号 破産者 肆矢 真市 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	神戸地方裁判所明石支部破産係 令和7年(フ)第22号 栃木県小山市乙女59番1番イーストハイツC棟201、住民票上の住所山口市八幡馬場46番地 破産者 永田 明男 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第836号 住居所不明、最後の住所千葉県市原市白金町4丁目14番地 新白金ハイツA111(破産手続開始決定時の住所)札幌市豊平区中の島2条4丁目1番17-602号 破産者 安部 将司 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和7年(フ)第973号 東京都昭島市上川原町1丁目9番14号春風203号 破産者 野崎 健太 1 決定年月日 令和7年8月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	大阪市鶴見区諸口1丁目3番13号 破産者 中原 幸子 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	山口地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ)第5416号 熊本県八代市本町1丁目11番27号(402)センタービル、開始決定時の住所熊本県八代市昭和同仁町542番地 破産者 大杉 儀奉 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	札幌地方裁判所民事第4部 令和4年(フ)第240号 兵庫県加古川市平岡町土山390番地 加古川平岡鉄筋5-104号、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町谷八木538番地 グランプレステージ西明石614号 破産者 田路 敏 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第546号 宮崎市薫る坂2丁目23番7号 破産者 株式会社グラン・ブルー 1 決定年月日 令和7年8月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宮崎地方裁判所破産係 破産手続廃止及び免責許可決定	大阪府豊中市南桜塚1丁目23番3号 破産者 バイオマス産業エネルギー研究所こと芝原 幸夫 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	熊本地方裁判所八代支部 令和6年(フ)第230号 熊本県八代市本町1丁目11番27号(402)センタービル、開始決定時の住所熊本県八代市昭和同仁町542番地 破産者 大杉 儀奉 1 決定年月日 令和7年8月12日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	神戸地方裁判所明石支部破産係 令和6年(フ)第2087号 東京都東村山市久米川町1丁目52番地55 破産者 佐藤 正明 1 決定年月日 令和7年8月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第15号 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬8152番地38 破産者 須崎 雅文	大阪府寝屋川市田井町38番14-105号 破産者 羽場 潤平	1 決定年月日 令和7年8月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	東京地方裁判所立川支部民事第4部

破産手続終結及び免責許可決定**令和6年(フ)第1347号**

札幌市南区澄川3条6丁目3番3-1015号
破産者 飯田 隆雄

- 1 決定年月日 令和7年8月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1948号

北海道石狩市花川北1条1丁目2番地5 ビレッジハウス石狩1-105
破産者 岩崎 健次

- 1 決定年月日 令和7年8月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1842号

名古屋市千種区千種3丁目28番15号 シティハイツ吉川102号
破産者 都筑 一

- 1 決定年月日 令和7年8月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第42号

京都府舞鶴市宇浜473番地
破産者 ヤスイ電機こと 安井 博

- 1 決定年月日 令和7年8月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所舞鶴支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和6年(フ)第168号**

長崎県佐世保市楠木町474番地2
破産者 長島 辰彦

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月31日午後2時
令和7年8月12日

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第1166号

札幌市中央区南2条西10丁目1000番地24 TAKETOビル5階
破産者 株式会社TOC

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月22日午前10時
令和7年8月12日

札幌地方裁判所民事第4部

債権者集会招集**令和6年(フ)第4720号**

大阪市東淀川区上新庄1丁目2番50号
破産者 山下 翔太

- 1 期日 令和7年10月20日午後1時30分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年8月6日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第960号

大阪市此花区梅香2丁目1番15号
破産者 株式会社隼

- 1 期日 令和7年10月30日午後2時30分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年8月6日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第4672号

大阪府寝屋川市葛原新町5番43号、前住所大阪市東淀川区東中島1丁目18番26-1101号
破産者 勝部 美穂

- 異議申述期間 令和7年10月8日まで
令和7年8月13日

大阪地方裁判所第6民事部

免責審尋期日**令和6年(フ)第3113号**

東京都品川区上大崎2丁目23-7 ホテルプリンセスガーデン650号室、住民票上の前住所東京都港区赤坂6丁目7-7-504
破産者 玉井 良輝

- 審尋期日 令和7年11月18日午後3時
令和7年8月5日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7933号

東京都世田谷区岡本3丁目19-10-404
破産者 伊藤 友二

- 審尋期日 令和7年11月10日午後4時
令和7年8月5日

東京地方裁判所民事第20部

復権決定**令和6年(フ)第1042号**

大阪市中央区島之内1丁目15番29-503号
破産者 松本千賀子

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者は復権する。

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算開始**令和7年(ヒ)第1006号**

横浜市西区浜松町10番3号
清算株式会社 株式会社横浜フキ
代表清算人 田中 義明

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(ヒ)第2041号

東京都中央区八丁堀1丁目6番1号
清算株式会社 株式会社君津ロックウール
代表清算人 中村 昇司

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第2049号

東京都港区芝3丁目32番13号
清算株式会社 日本カーライフアシスト株式会社
代表清算人 平間 研司

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第2056号

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階
清算株式会社 株式会社キバタン
代表清算人 佐藤 賢治

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第5号

静岡県磐田市向笠竹之内1315番地の14
清算株式会社 株式会社オーミ
代表清算人 大平 晃裕

- 1 決定年月日 令和7年8月4日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和7年(ヒ)第1009号

名古屋市南区石元町3丁目41番地
清算株式会社 株式会社中村製作所
代表清算人 中村 信夫

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(ヒ)第111号

徳島県徳島市川内町沖島600番地
清算株式会社 株式会社F Sサービス
代表清算人 高橋 章人

- 1 決定年月日 令和7年8月4日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

徳島地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第201号 福岡県福津市中央5丁目26-23ベルオロール 福津中央502号（住民票上の住所）福岡県嘉 麻市下白井1270番地17 再生債務者 未吉 美香 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年9月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第15号 埼玉県熊谷市村岡399番地5 ダイアパレス リバーコート熊谷426号 再生債務者 森川 清 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令 和7年10月10日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月26日まで 広島地方裁判所民事第4部	3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月19日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（再イ）第33号 愛知県高浜市向山町5丁目7番地7 (R u ra 1 向山105号室) 再生債務者 今井 雄也 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令 和7年9月18日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再イ）第33号 東京都杉並区堀ノ内3-1-23 スペーシア 高円寺I 1002 再生債務者 奥澤光那美 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令 和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月19日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（再イ）第89号 神戸市垂水区神陵台9丁目6番7-2号 再生債務者 下内 浩正 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令 和7年9月25日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第338号 東京都西東京市東町6-1-2 イースト 6. E102 再生債務者 吉田 憲史 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令 和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令 和7年9月26日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第11号 埼玉県児玉郡美里町大字関1235番地 再生債務者 長谷川恵子 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令 和7年10月10日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（再イ）第23号 三重県鈴鹿市平野町719番地の1 再生債務者 上田 淳司 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月26日まで 津地方裁判所再生係	1 決定年月日時 令和7年8月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令 和7年10月7日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年（再イ）第64号 広島市西区田方2丁目3番12号 再生債務者 藤井 将太	令和6年（再イ）第64号 広島市西区田方2丁目3番12号 再生債務者 藤井 将太	1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月19日まで 福岡地方裁判所民事第4部
			令和7年（再イ）第64号 北九州市八幡東区西本町2丁目9番5-602 号 再生債務者 荒木 美香 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年9月19日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第24号 静岡県富士市厚原2169番地の2 シティハイムアツハラ202号 再生債務者 齋藤 直輔 1 決定年月日時 令和7年8月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月26日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和7年(再イ)第10号 岐阜県可児市みづきヶ丘2丁目28番地 再生債務者 高田 竜次 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第30号 福井市花堂北1丁目4番3号 再生債務者 松澤 大樹 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月19日まで 福井地方裁判所
令和7年(再イ)第71号 兵庫県姫路市白浜町甲337番地1 再生債務者 岡本 啓吾 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月14日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(再イ)第18号 愛知県知多市長浦3丁目174番地 カルム202 再生債務者 石垣 和也 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第55号 大阪府和泉市仏並町1434番地 (前住所) 大阪市東淀川区大道南2丁目4番6号 再生債務者 堀口 光洋 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月26日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(再イ)第95号 さいたま市北区奈良町147番地17 再生債務者 大田 秀一 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第11号 北海道室蘭市東町5丁目9番2号 メゾンドサトウ 102号 再生債務者 千田 学 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年9月24日まで 札幌地方裁判所室蘭支部再生係	令和7年(再イ)第4号 神戸市中央区野崎通6丁目2番19号 福来ビル401 再生債務者 木原みどり 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月26日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年(再イ)第114号 埼玉県さいたま市北区土呂町1丁目28番地11 アベリア205号 再生債務者 井上 直樹 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第9号 岐阜県可児郡御嵩町中1652番地16 再生債務者 林 純吾 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年9月18日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年(再イ)第22号 群馬県太田市東長岡町165番地1 レ・ジュメルII-B2号 再生債務者 西野 有佑 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月14日まで 山形地方裁判所酒田支部
令和7年(再イ)第114号 埼玉県さいたま市北区土呂町1丁目28番地11 アベリア205号 再生債務者 井上 直樹 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第23号 山梨県山梨市小原西1111番地9 再生債務者 深沢 茂雄 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年10月10日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(再イ)第27号 福井県坂井市春江町江留中第13号1番地11 再生債務者 大永 浩士 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令和7年9月26日まで 福井地方裁判所
令和7年(再イ)第76号 愛知県北名古屋市鹿田藤の木43番地2 再生債務者 酒江 明博	令和7年(再イ)第29号 福井県坂井市春江町中筋第26号8番地 再生債務者 齋藤 晃範 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年(再イ)第80号 千葉県松戸市三ケ月1412番地の2 エコ・パレージュB棟102号 再生債務者 金井 祐太 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月30日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第41号	1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(再イ)第47号	1 決定年月日時 令和7年8月12日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(再イ)第118号	1 決定年月日時 令和7年8月12日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(再イ)第118号	1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月7日まで 京都府宇治市大久保町旦椋14番地の67 再生債務者 ユタカ建材こと 西前 豊
令和7年(再イ)第62号	1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月26日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第62号	1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月26日まで 京都府宇治市吉祥院三ノ宮西町1番地メロディーサイム西大路デュオノワール404号 再生債務者 山口 敦史
令和7年(再イ)第158号	1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月26日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第71号	1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第78号	広島市安佐南区上安7丁目11番1-4-103号 再生債務者 栗栖 慶 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月30日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第17号	長崎県佐世保市瀬戸越1丁目1570番地13 再生債務者 井上 貴明 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年9月30日まで 長崎地方裁判所佐世保支部
令和7年(再イ)第4号	熊本県玉名市横島町横島1722番地 F・グローリアⅡ棟203号 再生債務者 末永 誠 1 決定年月日時 令和7年8月12日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年9月30日まで 熊本地方裁判所玉名支部
令和7年(再イ)第8号	鹿児島県大島郡知名町大字余多988番地 再生債務者 前田 拓 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年9月30日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部
令和7年(再イ)第12号	山口県宇部市西宇部北7丁目13番23-205号 西宇部県営住宅1号棟 再生債務者 花田 静香 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年9月29日まで 京都地方裁判所園部支部再生係
令和7年(再イ)第15号	長崎県佐世保市江迎町北平15番地1 フォレストフェアリーⅢ201 再生債務者 河野 麗里 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月15日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(再イ)第5号	熊本県荒尾市下井手1199番地21 再生債務者 中山 竜佑 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月1日まで 長崎地方裁判所佐世保支部
令和7年(再イ)第32号	千葉県習志野市秋津5丁目3番6-2号 再生債務者 野村 雄一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年8月8日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第68号	千葉県八千代市村上1135番地4 グーディッシュ村上905 再生債務者 庄司 勇 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年8月8日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再イ）第7号 千葉県袖ヶ浦市のがみ野34番地3 再生債務者 今井 裕太 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年8月12日 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年（再イ）第84号 愛知県半田市住吉町2丁目121番地の6 再生債務者 清水 涼太 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 29日まで 令和7年8月8日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第46号 静岡市葵区秋山町11番17号 再生債務者 中谷 龍彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月12日 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年（再イ）第93号 愛知県岡崎市竜泉寺町字百々19番地3 再生債務者 岩瀬 亮 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 8日まで 令和7年8月12日 名古屋地方裁判所岡崎支部
令和6年（再イ）第222号 埼玉県志木市本町1丁目1番69-504号 再生債務者 三俣 智義 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 29日まで 令和7年8月8日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第95号 福井市上野本町3-605 レオパレスプレ ミール上野Ⅱ202号室（住民票上の住所）愛 知県知多市八幡字平井103番地の1 再生債務者 平良 厚 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 29日まで 令和7年8月8日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第11号 群馬県高崎市下佐野町558番地2 再生債務者 木許 智樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 5日まで 令和7年8月8日 前橋地方裁判所高崎支部	令和6年（再イ）第104号 埼玉県ふじみ野市駒西1丁目7番8号7 再生債務者 神崎 隆太 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月12日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（再イ）第38号 埼玉県朝霞市三原3丁目34番33号 エレノア 201 再生債務者 郷野 光昭 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 29日まで 令和7年8月8日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第22号 岩手県岩手郡雫石町黒沢川33番地2 再生債務者 築場 文子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月12日 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年（再イ）第223号 大阪府豊中市新千里北町3丁目4番4-910 号 再生債務者 北郷 一豊 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 5日まで 令和7年8月8日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第26号 埼玉県入間郡三芳町大字上富1712番地14 再生債務者 山本 紀子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月12日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（再イ）第1号 新潟県佐渡市東大通15番地5 再生債務者 畠中 健作 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 29日まで 令和7年8月8日 新潟地方裁判所佐渡支部再生係	令和7年（再イ）第7号 群馬県渋川市金井2729番地12 再生債務者 森田 美雪（旧姓山口） 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月12日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第227号 大阪府寝屋川市萱島信和町4番8号 (406 号) 再生債務者 富田 克弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 5日まで 令和7年8月8日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第11号 島根県松江市学園南1丁目16番17-203号 カーサM 再生債務者 神庭 浩子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月12日 松江地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第75号 愛知県あま市七宝町鷹居3丁目85番地 E s p o i r 鷹居A103号 再生債務者 高橋 秀聰 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 29日まで 令和7年8月8日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第67号 さいたま市緑区東浦和3丁目26番地57 再生債務者 園田 真大 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月12日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第227号 大阪府寝屋川市萱島信和町4番8号 (406 号) 再生債務者 富田 克弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 5日まで 令和7年8月8日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第19号 神奈川県秦野市曾屋381番地の17 再生債務者 石渡季実恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月12日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第6号 長野県茅野市湖東5767番地1 再生債務者 神戸 瑞貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月12日 長野地方裁判所諒訪支部 令和7年（再イ）第91号 愛知県あま市中萱津九反所7番地 ユームV かやづ6A号 再生債務者 穴見 悠 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月12日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第107号 名古屋市港区港栄3丁目7番17号 ツーウェイハイツ港栄402号 再生債務者 伊藤ちや子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月12日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第22号 福岡県久留米市御井町1593番地2 サニーヒル御井205号 再生債務者 宮原 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月12日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係 令和7年（再イ）第10号 埼玉県熊谷市村岡441番地2 再生債務者 松田 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで 令和7年8月13日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（再イ）第4号 神奈川県小田原市蓮正寺863番地 すみれ野館I・II 104 再生債務者 山口 翔 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで 令和7年8月13日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係 令和7年（再イ）第15号 福井県坂井市丸岡町北横地第6号5番地18 再生債務者 澤崎 誠一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 5日まで 令和7年8月8日 福井地方裁判所 令和7年（再イ）第10号 金沢市四十万町北力122番地 ニュークリスタル 201号 再生債務者 中矢 彰 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 8日まで 令和7年8月13日 金沢地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第2号 石川県加賀市山中温泉上原町ワ552番地 再生債務者 大川 琴美 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 8日まで 令和7年8月13日 金沢地方裁判所小松支部 令和7年（再イ）第4号 北海道紋別郡遠軽町1条通北4丁目2番地54 第8グリーンハイツD棟102号室 再生債務者 坪坂 輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月12日 釧路地方裁判所北見支部個人再生係	令和7年（再イ）第50号 千葉県柏市中新宿1丁目1番41号 南柏グリーンハウスB-201号 再生債務者 高鍋建史郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月12日 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年（再イ）第52号 千葉県柏市豊四季122番地5 シーズンリッチビルズ101号 再生債務者 蛭田 伸一 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月12日 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年（再イ）第55号 千葉県柏市柏6丁目5番35-3-103号 再生債務者 東城 大五 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月12日 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年（再イ）第43号 大阪市北区中崎西4丁目3-4 コレクション中崎I-915号室（住民票上の住所 兵庫県西宮市名塩平成台24番地13） 再生債務者 村木里久都 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月12日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年（再イ）第19号 兵庫県加西市繁昌町1550番地の206 再生債務者 黒川 清美	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月12日 神戸地方裁判所社支部 令和7年（再イ）第51号 京都市西京区上桂大野町21番地10 再生債務者 田村 直也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月13日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和7年（再イ）第56号 京都市左京区松ヶ崎御所ノ内町5番地2 再生債務者 藤崎 智史 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月13日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和7年（再イ）第2号 熊本県玉名市松木33番地6 グリーンシャトーA棟201号 再生債務者 柴田 孝一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月 27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年8月13日 熊本地方裁判所玉名支部 令和7年（再イ）第55号 岡山市東区瀬戸町瀬戸44番地10 メゾン・ド・チドリ102号室（旧住所）岡山市北区御津金川266番地6 再生債務者 安田 大起 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月 2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月12日 岡山地方裁判所第3民事部
---	--	--	---

令和7年(再イ)第10号
 鳥取県鳥取市緑ヶ丘2丁目107番地2り
 ヴェール緑ヶ丘207号
 再生債務者 寺田 優希
 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月3日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月3日まで
 令和7年8月13日 鳥取地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第9号
 愛媛県松山市北条1071番地6
 再生債務者 横飛 孝澄
 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月9日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで
 令和7年8月12日 松山地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第15号
 高知市新田町3番8号 ベレオシャトノワール202
 再生債務者 川崎 蓮
 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月10日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月10日まで
 令和7年8月13日
 高知地方裁判所民事部個人再生係
小規模個人再生による再生手続廃止
令和7年(再イ)第32号
 広島市東区上大須賀町13番20-301号 青木ビル
 再生債務者 山岡 潤
 1 主文 本件再生手続を廃止する。
 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
 令和7年8月13日
 広島地方裁判所民事第4部

給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年(再ロ)第1号
 青森県むつ市旭町9番48号
 再生債務者 早坂 真悦
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時30分
 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月24日まで
 青森地方裁判所民事部再生係
令和7年(再ロ)第2号
 青森県むつ市旭町9番48号
 再生債務者 早坂 真子
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時30分
 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月24日まで
 青森地方裁判所民事部再生係
給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和7年(再ロ)第5号
 埼玉県川口市大字安行原1795番地の35
 再生債務者 檜山 祐介
 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月5日付け再生計画案
 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 3 2の書面の提出期間 令和7年9月2日まで
 令和7年8月12日
 さいたま地方裁判所第3民事部
給与所得者等再生による再生計画認可
令和7年(再ロ)第1号
 兵庫県淡路市久留麻2387番地 ベルリード久留麻101号室
 再生債務者 濱合 裕文
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年8月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年8月13日
 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和7年(再ロ)第2号
 広島市西区中広町3丁目26番4号
 再生債務者 日原 秀世
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年8月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年8月13日
 広島地方裁判所民事第4部
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告
 次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和7年(チ)第4号
 静岡県伊東市宇佐美3621番地の112
 申立人 株式会社G R E
 住所・居所 不明
 (不動産登記記録上の住所) 東京都世田谷区代沢五丁目3番13号
 所有者 小笠原光隆
 届出期間満了日 令和7年10月6日
 令和7年8月5日 静岡地方裁判所沼津支部
(別紙) 物件目録
 1 所在 伊東市宇佐美字洞ノ入
 地番 3621番105
 地目 山林
 地積 495平方メートル
 2 所在 伊東市宇佐美字洞ノ入
 地番 3621番118
 地目 山林
 地積 350平方メートル
 3 所在 伊東市宇佐美字洞ノ入
 地番 3621番119
 地目 山林
 地積 102平方メートル
令和7年(チ)第7号
 大分県豊後高田市新地1071番地
 申立人 西日本土木株式会社
 住所 不明
 所有者 柏原又次郎
 届出期間満了日 令和7年9月22日
 令和7年8月1日 熊本地方裁判所玉名支部

(別紙) 物件目録
 所在 玉名郡玉東町大字浦田字面附
 地番 232番
 地目 原野
 地積 692m²
令和7年(チ)第3号
 鹿児島県霧島市国分中央5丁目12番3-1102号
 申立人 日本 徹男
 住所・居所 不明
 (不動産登記記録上の住所) 鹿児島県霧島市隼人町内山田113番地
 所有者 石原共同施行
 届出期間満了日 令和7年9月30日
 令和7年8月6日
 鹿児島地方裁判所加治木支部
(別紙) 物件目録
 1 所在 霧島市隼人町小浜字柳ヶ谷
 地番 5616番1
 地目 山林
 地積 493平方メートル
 2 所在 霧島市隼人町小浜字柳ヶ谷
 地番 5616番2
 地目 山林
 地積 268平方メートル
会社その他の公報
合併公報
 左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散するにいたしました。乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 (甲) 掲載 日刊工業新聞
 掲載日の日付 令和7年6月11日
 掲載頁 六頁
 (乙) 掲載 日刊工業新聞
 掲載日の日付 令和7年7月11日
 掲載頁 三頁
 令和7年8月11日
 千葉県市川市八幡二丁目11番1号
 (甲) 株式会社ヨコハマテック 京成
 代表取締役 平 敏久
 千葉県市川市八幡二丁目11番1号
 (乙) 京成トヨタサービス株式会社
 代表取締役 角田 譲洋

吸収分割公告

アサヒプロマネジメント株式会社（甲）は吸収分割によりアサヒ飲料株式会社（乙）がその営む総務、人事、給与、福利厚生、経理及び調達業務に係る事業の一部に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載 官報
掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 五十頁（号外第七十四号）

（乙）掲載 官報
掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 六十一頁（号外第七十四号）

（甲）アサヒプロマネジメント株式会社
代表取締役 松岡 徹
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

（乙）アサヒ飲料株式会社
代表取締役 米女 太一
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

吸収分割公告

アサヒプロマネジメント株式会社（甲）は吸収分割によりアサヒビール株式会社（乙）がその営む総務、人事、給与、福利厚生、経理及び調達業務に係る事業の一部に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載 官報
掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 五十頁（号外第七十四号）

（乙）掲載 官報
掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 六十二頁（号外第七十四号）

（甲）アサヒプロマネジメント株式会社
代表取締役 松岡 徹
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

（乙）アサヒビール株式会社
代表取締役 濱田 賢司
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む神奈川県横浜市磯子区新中原町一番地所在の研究試験センターに関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載 官報
掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 五十頁（号外第七十四号）

（乙）掲載 官報
掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 六十一頁（号外第七十四号）

（甲）アサヒプロマネジメント株式会社
代表取締役 松岡 徹
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

（乙）アサヒビール株式会社
代表取締役 井上 学
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の伊万里支店における全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

（甲）アサヒプロマネジメント株式会社
代表取締役 松岡 徹
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

（乙）アサヒビール株式会社
代表取締役 川原 浩
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

（甲）株式会社IHIインフラシステム
代表取締役 井上 学
大阪府堺市堺区大浜西町三番地

（乙）株式会社IHI建材工業
代表取締役 石原 進
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

（甲）アサヒプロマネジメント株式会社
代表取締役 松岡 徹
愛知県豊橋市西幸町字浜池三三三一九豊橋
サイエンスコア一〇九

（乙）アサヒグレープ食品株式会社
代表取締役 川原 浩
合同会社リ・ブルーム
代表社員 田中真希子

効力発生日は令和七年十一月一日であり、甲及び乙の取締役会の承認決議は令和七年七月二十四日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載 官報
掲載の日付 令和七年三月十七日
掲載頁 七十頁（号外第五十三号）

（乙）掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月二十一日
掲載頁 一〇五頁（号外第十七号）

（甲）アイケイ・ケイ株式会社
代表取締役 森田 康寛
佐賀県伊万里市新天町七二二番地五

（乙）株式会社IHI建材工業
代表取締役 石原 進
福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目六番五号

（甲）アイケア株式会社
代表取締役 寺澤 大輔
福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目六番五号

（乙）株式会社IHIセグメント
代表取締役 井上 忠幸
東京都江東区豊洲三丁目一番一号

（甲）株式会社IHIセグメント
代表取締役 石原 進
東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号

（乙）株式会社IHIセグメント
代表取締役 濱田 賢司
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

（甲）アサヒプロマネジメント株式会社
代表取締役 松岡 徹
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

（乙）アサヒビール株式会社
代表取締役 井上 学
大阪府堺市堺区大浜西町三番地

（甲）アサヒプロマネジメント株式会社
代表取締役 石原 進
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

（乙）アサヒグレープ食品株式会社
代表取締役 川原 浩
合同会社リ・ブルーム
代表社員 田中真希子

